

桑野山特定農地使用心得

この農地は、野菜、花等の栽培を通して自然に触れ合い、農業に対する理解を深めること等を目的として開設しました。

みなさんに、こころよく利用していただくため、次のことを守ってください。

- (1) 農地で栽培できる作物は、利用期間中に収穫できる「野菜」「花」に限ります。
- (2) 「自然に触れ合い、農業に対する理解を深めること」という農地の利用目的のためにも、おおむね2年以上の利用をお願いします。
- (3) 農地内に施設、または工作物は設置できません。ただし、獣害防護柵用の速やかに撤去が可能で簡易的な工作物に関しては設置ができます。この場合は、自己負担のもとに工作物を管理し、返地を行う場合は必ず撤去してください。
- (4) 利用農地を又貸ししたり、営業のために使用したりすることはできません。
- (5) 隣接の使用者に迷惑をかけないように常に手入れ、管理に心掛けてください。
- (6) 雑草が生えたら早めに除草し、土作りに埋め込むなどして処理してください。
- (7) 病害虫が発生した場合は、広がらないよう速やかに防除してください。
- (8) 農薬使用の際は、注意して行い、周りの方に迷惑をかけないようにしてください。
- (9) 他の区画と接する箇所は、それぞれ40cm程度の通路を設け、雑草やごみを置かないでください。
- (10) 不燃物（空き瓶・空き缶等）・紙屑・煙草の吸い殻等は、捨てないで自宅に持ち帰り処理してください。
- (11) 農地に設置してある給水施設は、大切に利用してください。また、水は大量に使用されてしまいますと無くなってしまいますので、必要以上に使用しないでください。給水施設からの水は農業用水ですので、飲まないでください。
- (12) 農機具の貸出しは行っておりませんので、各自において用意してください。